

第1号様式別紙2

貸与料金の算定根拠明細書

君津市長 石井 宏子 様

リース事業者 住 所 ○○市○○×-×-×
 名 称 ○○○株式会社
 代表者職・氏名 代表取締役社長 ○○ ○○
 電 話 番 号 ○○○○-○○-○○○○

・リース契約の契約者を申請者としてください。

リース先 住 所 君津市久保2-13-1
 氏 名 君津 太郎
 電 話 番 号 0439-56-1296

導入した設備については、次のとおりであることについて間違いありません。
 また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

対象設備	リース期間 (月数)	補助金額			リース料総額 ※前払金を含む、税抜き金額		
		君津市 補助金(a)	国その他の 団体からの 補助金(b)	合計(c) ((a) + (b))	補助金なし の場合(d)	補助金あり の場合(e)	差額(f) ((d)-(e))
電気自動車	60月	100,000円	890,000円	990,000円	7,320,000円	6,300,000円	1,020,000円

$(c) 990,000円 \leq (f) 1,020,420円$

(注意事項)

- 補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。

・補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。

- 君津市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。